

日本加速器学会表彰規定

(2011年4月23日改定)

(2009年8月6日改定)

(2008年12月8日改定)

(2005年2月10日制定)

1. 学会表彰の目的

加速器関連分野の研究において優れた業績を修めた個人を表彰し、加速器科学の一層の発展を促進する。

2. 賞の種類

次の賞を設ける。産学を問わず、広く対象者を求めるものとする。

(1) 奨励賞：主として若手研究者を対象とし、特に主体性、意欲が顕著と認められる、加速器の物理および技術に関する優れた研究（博士論文を含む）に対して授与する。

(2) 技術貢献賞：加速器の建設、運転、利用の高度化、製造技術の開発等に対する寄与が顕著と認められる技術的貢献に対して授与する。複数名（3名程度）の共同による貢献に対しても授与するが、その場合には個人の役割と業績が明確であることを要する。

(3) 特別功労賞：加速器の建設、運転、開発、利用、普及等において、これらを支えることに尽力し、加速器分野の発展に大きく貢献した長年の功績に対して授与する。

3. 受賞件数

特に定めない。

4. 賞状の授与等

加速器学会年会において表彰状を授与する。

年会における特別講演を依頼する。

特別功労賞受賞者には加速器学会の名誉会員資格を授与する。

5. 推薦・応募

加速器学会会員の推薦または候補者による応募、ならびに選考委員による推薦に基づくものとする。

6. 応募資格

(1) 奨励賞と(2)技術貢献賞の候補者は加速器学会会員のみとする。(3)特別功労賞の候補者は会員に限定しない。

7. 選考

選考委員会が選考し、評議員会において承認する。

8. 選考委員会

(1) 委員数：学会会員から7名程度

(2) 委員の選定：幹事会において原案を作成し、評議員会において承認

(3) 任期：2年

9. 公募手続き

学会ホームページへの掲載およびメールによる会員への通知等によって行う。

10. 応募書類

(1) 推薦状

(2) 候補者略歴

(3) 研究や技術開発等の概要ならびに推薦理由

(4) 関連する研究論文、技術報告等のリスト

(5) 主な論文、技術報告等の別刷